

“被害（者）”の再構成

——ハンセン病「家族」の国賠訴訟から——

東北学院大学 黒坂愛衣

1. 目的

ハンセン病にかかった人々が“国の隔離政策は憲法違反であった”と提訴した「ハンセン病国賠訴訟」は、2001年5月、熊本地裁で原告勝訴の判決が下され、確定判決となった。そして2016年2月、こんどは、ハンセン病にかかった人々を肉親にもつ「家族」の立場の人々が“患者であった人々だけでなく、その家族もまた隔離政策の被害者であった”として、国からの謝罪と賠償を求める集団訴訟をおこした（熊本地裁）。本報告では、「家族」の体験が“被害”として（再）構成され、「家族」が“被害者”として声をあげるまでのプロセスを記述する。その過程では、2つの国賠裁判で生じた「だれが遺族／家族なのか」の線引きの問題にも触れることになる。

2. 方法

わたしは2004年以降、ハンセン病療養所への入所経験者およびその家族からの聞き取り調査を継続して行なってきた。最初の国賠訴訟をきっかけに、2003年に日本で初めて結成された、全国で唯一の家族会「れんげ草の会（ハンセン病遺族・家族の会）」は、「家族」10名前後が集まる小さな会であるが、わたしはその集まりに毎年参加するなどして会員との関係を築いてきた。ある年の「れんげ草の会」の会合で「家族の本を作ってほしい」と依頼され、蓄積してきた「家族」からの聞き取り12編をまとめ、2015年に書籍として出版した（黒坂2015）。同年秋、“家族の被害を国に訴える集団訴訟をおこす”ことが決まった。本書に記載された「家族」の体験を読み、ハンセン病国賠訴訟弁護団が提訴の具体化を始めたのだった（同年9月、ハンセン病非入所者家族が単独で鳥取地裁に提起していた裁判の判決があり、原告敗訴ではあったものの、「家族の被害にたいする国の責任」が言及されていたことも大きい。）最初期に原告となったのは「れんげ草の会」会員たちであったが、集団提訴の知らせが全国紙に掲載されると、それまで〈見えない存在〉であった「家族」の人々が原告として名乗りをあげた。「家族」の原告は第一次・第二次を合わせて568名、裁判は現在係属中である。

わたしの「家族」の聞き取り調査は、結果的として、「家族」の当事者運動に密接に関与することになった。このかんのプロセスについて、聞き取り調査の資料と、2016年に提訴された裁判の傍聴および原告側集会のフィールドワークの資料などをもとに記述し、検討する。

3. 結果および結論

(1) “被害”の構成——「れんげ草の会」の集まり・聞き取り作業とその書籍化・陳述書の作成・原告どうしの交流集会など、「家族」一人ひとりの体験の言語化と共有化の営みが進む過程で生じる、“被害”構成のダイナミクスとも呼ぶべきものがある。他の「家族」たちの体験を聞いたり、あるいは自分の肉親の体験を聞いたりすることで、“いったい自分の身になにが起きたのか”を掘り下げる場となりえる。2016年訴訟の提起は、「家族」としての体験を“語れる場”の新たな創出の機会ともなった。

(2) “被害者”の構成——血縁または「家族」としての生活歴があるものの、ハンセン病だった肉親とは戸籍上の親族関係がないというケースがある。2016年訴訟の原告側の論理では、これは“被害”の頭れのひとつとされ、このようなケースも「家族」として原告になりえるとしている（最初の国賠訴訟の判決のあとに結ばれた国との基本合意では、法的な親族関係がない場合は、損害賠償請求権の相続ができる「遺族」として認定されなかった）。他方で、原告になることのできる「家族」を、ハンセン病であった人々の「子」および「発症時に同居していた者」と限定した。

最初のハンセン病国賠訴訟の勝訴後も、当事者運動・弁護団・国とのやりとりにおいて、隔離政策の“被害（者）”についての（再）構成がなされてきたのであり、現在もその闘争の最中である。

〔文献〕

黒坂愛衣, 2015, 『ハンセン病家族たちの物語』世織書房。